

新規上場申請のための四半期報告書

(第5期第1四半期)

自2023年6月1日

至2023年8月31日

Post Prime 株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	6
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	12
第1 四半期累計期間	12
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年5月17日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期（自2023年6月1日 至2023年8月31日）
【会社名】	P o s t P r i m e 株式会社
【英訳名】	PostPrime Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高橋ダニエル圭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目10番5号
【電話番号】	03-6758-7255
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートグループリーダー 羽鳥 有紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目10番5号
【電話番号】	03-6758-7255
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートグループリーダー 羽鳥 有紀彦

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期累計期間	第4期
会計期間	自2023年6月1日 至2023年8月31日	自2022年6月1日 至2023年5月31日
売上高 (千円)	247,656	787,137
経常利益 (千円)	135,422	260,515
四半期(当期)純利益 (千円)	88,776	186,098
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	1,000	1,000
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000
純資産額 (千円)	694,030	605,554
総資産額 (千円)	957,354	918,037
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.88	18.61
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	72.2	65.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 当社は、第4期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第4期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2024年1月12日開催の取締役会決議により、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
7. 第5期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第4期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、史彩監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産は880,770千円となり、前事業年度末に比べ3,985千円減少いたしました。これは主に、預け金が31,429千円、売掛金が17,359千円、有価証券が7,633千円増加した一方で、現金及び預金が60,846千円減少したことによるものであります。固定資産は76,583千円となり、前事業年度末に比べ43,302千円増加いたしました。これは主に投資有価証券が43,515千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、957,354千円となり、前事業年度末に比べ39,317千円増加いたしました。

（負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債は263,324千円となり、前事業年度末に比べ49,158千円減少いたしました。これは主に未払金が16,653千円、契約負債が18,108千円、未払消費税等が28,003千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、263,324千円となり、前事業年度末に比べ49,158千円減少いたしました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は694,030千円となり、前事業年度末に比べ88,476千円増加いたしました。これは四半期純利益88,776千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

この結果、自己資本比率は72.2%（前事業年度末は65.6%）となりました。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の沈静化による経済活動の正常化が進む一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化を背景とする資源価格の高騰や米国を中心とするインフレ加速に対する政策金利の引き上げ、商品・サービスの値上げによる物価高等により、経済・消費動向は依然不透明な状況が続いています。

このような状況の下、当社では、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現に向け、当社が主力事業として運営するSNS「PostPrime」において、より多くのユーザーに利用してもらえるようにするため、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能や新サービスの開発に継続的に取り組んでおります。

当第1四半期累計期間においては、AIアニメキャラクター、投票・チャートの全機能を使用できるプラチナ・メンバーシップ、プライムクリエイターまたは当社アカウントが金融・経済等の知見・ノウハウをまとめた動画等のコンテンツを一般ユーザーが購入することができるサービスである「コース」をリリースしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は、247,656千円、営業利益は124,728千円、経常利益は135,422千円、四半期純利益は88,776千円となりました。

なお、当社は金融・経済情報プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数に著しい増減はありません。

(8) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい変動はありません。

(9) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

(10) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」及び本四半期報告書「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載されているとおりであります。

当第1四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について、重要な変更はありません。

(11) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注) 2024年1月12日開催の取締役会決議により、2024年1月26日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は36,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年5月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	10,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,000,000	10,000,000	—	—

(注) 1. 2024年1月12日開催の取締役会決議により、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が9,000,000株増加して、10,000,000株となっております。

2. 2024年1月26日開催の臨時株主総会決議により、2024年1月26日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年6月1日～ 2023年8月31日	—	1,000,000	—	1,000	—	—

(注) 2024年1月12日開催の取締役会決議により、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,000	1,000,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,000,000	—

(注) 2024年1月12日開催の取締役会決議により、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うとともに、2024年1月26日開催の臨時株主総会により、2024年1月26日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式10,000,000株、議決権の数は100,000個、発行済株式総数の株式数は10,000,000株、総株主の議決権の議決権の数は100,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、史彩監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	656,822	595,976
預け金	41,519	72,948
売掛金	31,107	48,467
有価証券	143,831	151,464
仕掛品	3,143	2,887
未収入金	1,052	792
前払費用	6,477	5,837
前渡金	179	-
未収収益	539	1,595
その他	83	801
流動資産合計	884,756	880,770
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	3,877	4,494
減価償却累計額	△1,534	△1,826
有形固定資産合計	2,342	2,668
投資その他の資産		
投資有価証券	-	43,515
差入保証金	1,900	1,900
長期前払費用	2,871	2,333
繰延税金資産	26,166	26,166
投資その他の資産合計	30,938	73,915
固定資産合計	33,280	76,583
資産合計	918,037	957,354
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,862	17,562
未払金	46,815	30,161
未払費用	2,548	440
契約負債	162,251	144,143
預り金	1,856	3,593
未払法人税等	32,639	46,946
未払消費税等	46,064	18,060
コイン引当金	2,444	2,415
流動負債合計	312,483	263,324
負債合計	312,483	263,324
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金	601,084	689,860
株主資本合計	602,084	690,860
新株予約権	3,470	3,170
純資産合計	605,554	694,030
負債純資産合計	918,037	957,354

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
売上高	247,656
売上原価	25,852
売上総利益	221,803
販売費及び一般管理費	97,074
営業利益	124,728
営業外収益	
受取利息	3
有価証券利息	1,836
為替差益	8,725
雑収入	130
営業外収益合計	10,694
経常利益	135,422
特別利益	
新株予約権戻入益	300
特別利益合計	300
税引前四半期純利益	135,722
法人税等	46,946
四半期純利益	88,776

【注記事項】

(会計方針の変更)

(電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当該会計方針の変更は、過去の期間のすべてに遡及適用されます。

なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
減価償却費	292千円
のれんの償却額	-

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）

当社は、金融・経済情報プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間
一時点で充足される履行義務	49,561
一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等	198,094
顧客との契約から生じる収益	247,656
その他の収益	-
外部顧客への売上高	247,656

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり四半期純利益	8円88銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	88,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	88,776
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2024年1月12日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月26日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2024年1月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2024年1月25日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の

割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
今回の株式分割により増加する株式数	9,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2024年1月26日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月9日

PostPrime株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 肇

指定社員
業務執行社員

公認会計士

本橋 義郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているPostPrime株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、PostPrime株式会社の2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を

監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上